

政策評価の取組状況

総務省説明資料

平成19年3月23日

総務省説明資料

資料 1 総務省が実施する政策評価（実績評価）について

（別添）平成 17 年 4 月に設定した指標及び目標値（平成 17 年度の目標設定表）

資料 2 平成 19 年度の政策評価（実績評価）の実施予定

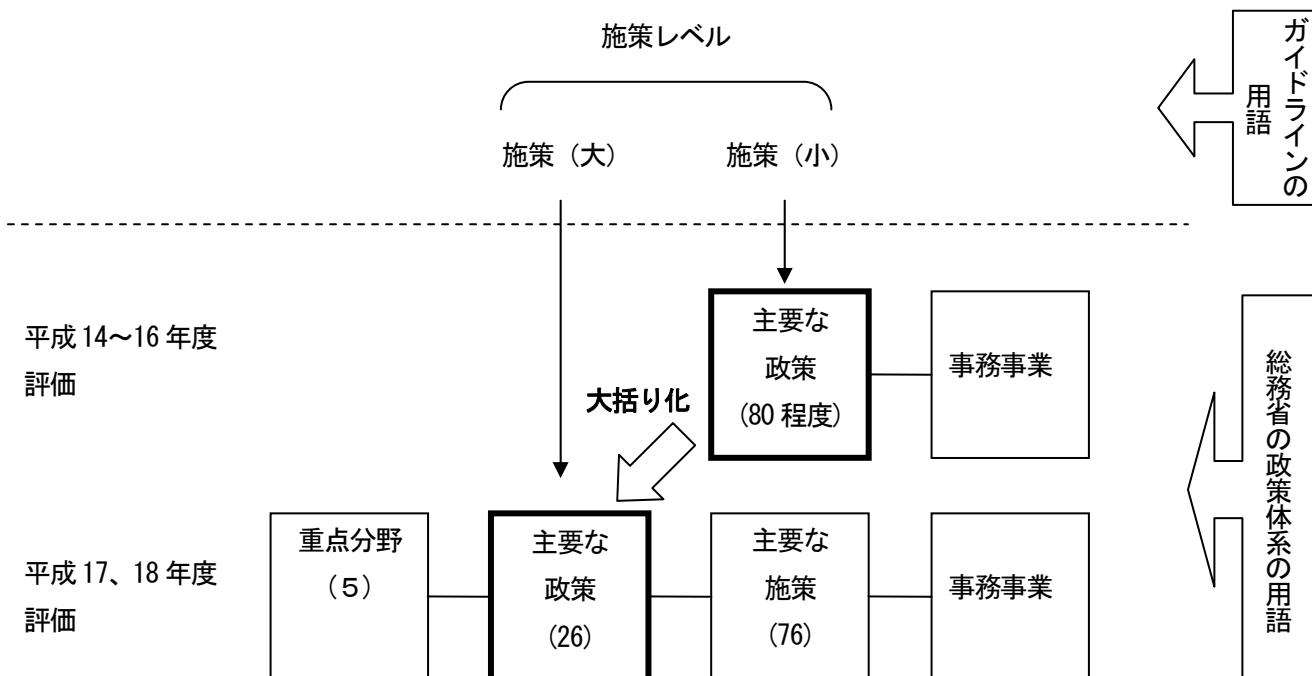
平成 19 年 3 月 23 日

総務省が実施する政策評価（実績評価）について

(注) 現在、「総務省が実施した政策評価についての総合評価」を実施中であり、今後、政策評価の実施方法について見直しの予定。以下は、平成18年度までの枠組みである。

1 政策体系

総務省の重点分野ごとに、「主要な政策」－「主要な施策」－「事務・事業」という政策体系を構築しており、施策レベルの主要な政策（26）を実績評価方式による評価の対象としている。（平成16年度評価までの対象政策を平成17年度評価から大括り化）



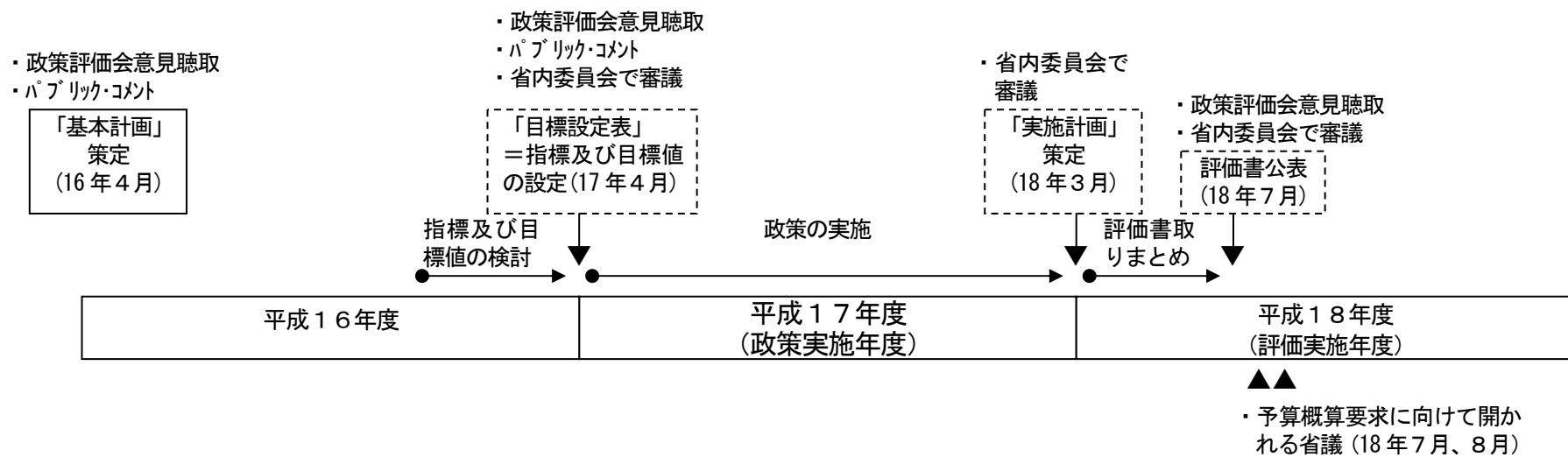
○実績評価対象政策一覧

<p><u>行政改革の推進</u></p> <p>1 社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施 2 地方行革の推進 3 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底 4 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善 5 行政の透明性の向上と信頼性の確保 6 国家公務員の適正な人事管理の推進</p> <p><u>真の分権型社会の実現</u></p> <p>7 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等 8 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進 9 地方財源の確保及び地方財政健全化 10 分権型社会を担う地方税制度の構築 11 活力、個性、魅力にあふれる地域づくり</p> <p><u>ユビキタスネット社会（u-Japan）の実現等</u></p> <p>12 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進 13 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供 14 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現 15 社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進</p>	<p>16 世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進 17 ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進 18 グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献</p> <p><u>郵政事業改革の推進</u></p> <p>19 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展 20 國際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上 21 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上</p> <p><u>国民の安心安全の確保</u></p> <p>22 火災・災害等による被害の軽減 23 国民保護体制の整備 24 救命率の向上 25 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供 26 受給者の生活を支える恩給行政の推進</p>
--	--

2 実績評価の枠組み

基本計画に基づき、政策実施年度（評価実施年度の前年度）当初に、政策効果を測るための指標及び目標値を設定し、評価実施年度の当初までに実施計画を策定し、同年度の6月末を目途に評価書を取りまとめ。
(事情が大きく変化したこと等により指標等の変更が必要と認められる場合には、見直しを行う。)

○平成18年度実績評価におけるスケジュール



総務省政策評価会

- ・政策評価の客観性の確保のため、学識経験者から意見を聴取する。
- ・大臣官房長が主催し、政策評価や政策関連分野の専門家により構成される。

総務省政策評価省内委員会

- ・政策評価の実施に関し、省内における調整、意見の集約等を行う。
- ・大臣官房長が主催し、大臣官房総括審議官、大臣官房政策評価審議官、官房5課長及び各部局等の主管課長により構成される。

○平成17年4月に設定した指標及び目標値(平成17年度の目標設定表)

別添

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

※ 目標の達成状況を的確に測定できる指標がないもの(◎の政策)については、「参考となる指標」の状況を示すことにより、当該政策に係る現状や課題等を明らかにして評価

平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要

※ 目標の達成状況を的確に測定できる指標がないもの(⑩の政策)については、「参考となる指標」の状況を示すことにより、当該政策に係る現状や課題等を明らかにして評価

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
行政改革の推進	政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底	各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになつた、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)	数値化等の割合の向上 (前年度の実績は約5割)	毎年度	効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めたとされる取組を通して実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。 また、効果的かつ効率的な行政の推進状況は、評価結果の政策への反映状況から把握できるものであり、(1)各府省における政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況、(2)総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況	評価の実施及び質の向上の促進 ・実績評価方式における目標の数値化等の割合等	数値化等の割合の向上 (前年度の実績は約5割)	毎年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 評価の実施及び質の向上については、目標の数値化等の割合等は、実績評価の基本的要素であり、その当面の割合の向上は、評価の質の向上を示す重要な要素であることから指標として設定する。 また、予算要求等政策への反映については、(1)評価結果の政策への反映は、政策評価の推進による効果的・効率的な行政の推進の前提条件であること、(2)予算制度改革の中での政策評価の活用推進は、予算要求等政策の反映のために重要な取組であることから指標として設定する。 また、情報の公表については、HP掲載状況の把握を通じ、掲載率、掲載情報の詳しさ、分かりやすさ、評価の過程で用いたデータ等評価結果以外の情報の公表状況等の観点から、国民への説明責任の状況を分析する。 また、新分野における評価の実施の促進は、規制の事前評価について、試行的な実施状況の把握・分析結果の取りまとめ状況、その結果に基づく早期の義務付けのための取組の状況	評価の実施及び質の向上の促進要求等政策への反映、情報の公表及び新分野の評価の促進に向けた、各府省の取組状況の把握・分析、各府省に対する情報提供及び取組の督励、調査研究	評価の実施及び質の向上、予算要求等政策への反映、情報の公表に関する広報活動
		各府省における評価結果の予算要求等政策への反映 ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況	—	—		予算要求等政策への反映の促進状況 ・評価結果を政策に反映させる割合 ・予算制度改革中のモデル事業や政策評価などにおける政策評価の活用推進	100% —	毎年度	—	—	—
		総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況 国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況	評価結果の関係府省における政策への反映	毎年度		情報の公表の促進及び公表内容の充実 ・情報のHP掲載率及び掲載状況等	100%(情報のHP掲載率)	毎年度	—	—	—
		政策評価制度に関する見直し ・17年4月の評価法施行3年経過を控え、政策評価の制度や運用の見直しに向けた対応状況	—	—		新分野における評価の実施の促進 ・規制の事前評価について、試行的な実施状況の把握・分析結果の取りまとめ状況、その結果に基づく早期の義務付けのための取組の状況	—	—	—	—	—
						統一性・総合性確保評価 ・総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況	評価結果の関係府省における政策への反映	毎年度	統一性・総合性確保評価については、総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況をその指標として把握する。 客観性担保評価活動については、審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況を指標として設定する。	統一性・総合性確保評価の実施	客観性担保評価活動の実施
	行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善	行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例 苦情あっせん案件の解決率及び解決状況	90%(見直し・改善事項数の割合) 90%(解決率)	毎年度 毎年度	行政制度・運営の改善を実現するためには、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について、調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あっせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。	行政評価・監視の実施 勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例	90%(見直し・改善事項数の割合)	毎年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。	行政評価・監視の実施	—
				苦情・要望陳情案件の解決・処理率及び解決・処理状況 照会・対象業務外案件の処理率		90%苦情あっせん案件の解決率 80%(苦情非あっせん案件の1か月以内処理率) 100%(要望陳情案件の1か月以内処理率) 100%(1週間以内処理率)	毎年度 毎年度 毎年度 毎年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 苦情案件については、あっせんを通じて事業の解決を図ることが行政相談制度の基本であることから、その解決率及び解決状況を指標として設定する。 苦情非あっせん案件及び要望陳情案件について、あっせんを行わない又は至らない理由、単なる要望陳情に類する事案であっせんに適しない旨等を相談者に懇切かつ迅速に説明する必要があることから、その1か月以内の処理率及び処理状況を指標として設定する。 照会・対象業務外案件については、国・地方の行政関係情報について、また、行政関係事案でない旨を相談者に迅速に案内することが必要であることから、その1週間以内の処理率を指標として設定する。	管区局・事務所、行政相談委員等による相談の受付・処理、各種行政相談所の開設、行政苦情救済推進会議の運営	—	
				行政相談制度の推進 行政相談委員意見が反映された行政運営の具体的な見直し・改善事例		—	—	—	—	—	
							—	—	—	—	
							—	—	—	—	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	
行政改革の推進	(参考となる指標) 人事管理運営方針のフォローアップ結果 各種人事交流の実施状況 女性国家公務員の採用の拡大状況等 国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況 退職準備プログラム等の導入状況 健康管理・安全管理施策の実施状況 国家公務員の適正な人事管理の推進◎	<p>行政機関情報公開法等の施行状況</p> <p>行政手続法の施行状況</p> <p>地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率</p> <p>地方公共団体の行政手続条例等制定率</p> <p>地方公共団体の個人情報保護条例制定率</p> <p>(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)</p> <p>本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。</p> <p>(指標の現況) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 548人 ・国から地方公共団体への出向者 1,662人 ・地方公共団体から国への出向者 1,638人 ・各府省間(他府省への)出向者 2,135人 (平成15年8月15日現在)</p>	<p>行政の透明性の向上と信頼性の確保</p> <p>行政機関情報公開法等の施行状況</p> <p>行政手続法の施行状況</p> <p>地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率</p> <p>地方公共団体の行政手続条例等制定率</p> <p>地方公共団体の個人情報保護条例制定率</p> <p>(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)</p> <p>各種啓発事業の受講率・受講者の満足度</p> <p>各種人事交流の実施状況</p> <p>人材情報データベースの利用件数</p> <p>女性国家公務員の採用の拡大状況等</p> <p>公務における多様な人材の確保と活用</p> <p>国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況</p> <p>早期退職慣行の是正状況</p> <p>各府省の退職準備・生涯設計プログラム担当者に対する講習会の参考度</p> <p>再就職状況の公表状況等</p> <p>試行人材バンクの求人登録件数及び再就職成約件数</p> <p>各府省の担当者に対する健康管理の講演会の参考度</p> <p>各府省の担当者に対する職場の安全管理の講演会の参考度</p> <p>各府省のカウンセラーに対する講習会の参考度</p>	<p>各府省における情報公開・個人情報保護制度の運用状況</p> <p>各独立行政法人等における情報公開・個人情報保護制度の運用状況</p> <p>各府省における行政手続の運用状況</p> <p>地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保、個人情報保護条例による個人情報の管理保護体制の構築が必要であり、これらを全団体で制定することを目指す。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年(個人情報保護条例について)e-Japan戦略による2005年を概ねの目標とする。</p> <p>(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)</p> <p>各種啓発事業の受講率・受講者の満足度 受講率:100% 満足度:100%</p> <p>各種人事交流の実施状況</p> <p>人材情報データベースの利用件数</p> <p>女性国家公務員の採用の拡大状況等</p> <p>公務における多様な人材の確保と活用</p> <p>国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況</p> <p>早期退職慣行の是正状況 平均勧奨退職年齢を3歳以上引上げ 参考度:80%</p> <p>各府省の退職準備・生涯設計プログラム担当者に対する講習会の参考度</p> <p>再就職状況の公表状況等</p> <p>試行人材バンクの求人登録件数及び再就職成約件数</p> <p>各府省の担当者に対する健康管理の講演会の参考度 参考度:80%</p> <p>各府省の担当者に対する職場の安全管理の講演会の参考度 参考度:80%</p> <p>各府省のカウンセラーに対する講習会の参考度 参考度:80%</p>	<p>各府省及び独立行政法人等における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。</p> <p>各府省における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。</p> <p>各府省における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。</p> <p>地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保、個人情報保護条例による個人情報の管理保護体制の構築が必要であり、これらを全団体で制定することを目指す。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年(個人情報保護条例について)e-Japan戦略による2005年を概ねの目標とする。</p> <p>(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)</p> <p>各種啓発事業・セミナー実施</p> <p>各種人事交流状況の調査・公表</p> <p>女性国家公務員の採用拡大状況等のフォローアップ結果の公表</p> <p>国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進再就職状況の公表等</p> <p>国家公務員健康管理・安全管理施策の推進</p> <p>国家公務員福利厚生基本計画(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)に基づき、職員の活力の維持、志気の高揚を図る必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。このうち、早期退職慣行の是正状況の目標値については、「早期退職慣行の是正について」(平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ)に基づくものである。</p> <p>(指標の現況) ○各種啓発事業の受講率・受講者の満足度 受講率88% 満足度90%(平成15年度) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 548人 ・国から地方公共団体への出向者 1,662人 ・地方公共団体から国への出向者 1,638人 ・各府省間(他府省への)出向者 2,135人 (平成15年8月15日現在) ○人材情報データベースの利用件数 298件(平成15年度四半期平均)</p> <p>カウンセラー講習会の実施</p> <p>国家公務員健康管理・安全管理施策の推進</p>	<p>各府省における情報公開・個人情報保護制度の運用状況</p> <p>各独立行政法人等における情報公開・個人情報保護制度の運用状況</p> <p>各府省における行政手續の運用状況</p> <p>地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手續の透明性の確保、個人情報保護条例による個人情報の管理保護体制の構築が必要であり、これらを全団体で制定することを目指す。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年(個人情報保護条例について)e-Japan戦略による2005年を概ねの目標とする。</p> <p>(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93.1% (平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手續条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99% ○地方公共団体の個人情報保護条例制定率(平成16年10月1日現在) ・県 100% ・市町村 83.8% (2558団体)</p> <p>各種啓発事業・セミナー実施</p> <p>各種人事交流状況の調査・公表</p> <p>女性国家公務員の採用拡大状況等のフォローアップ結果の公表</p> <p>国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進再就職状況の公表等</p> <p>国家公務員健康管理・安全管理施策の推進</p>			

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
真の分権型社会の実現	(参考となる指標) 地方制度状況(検討状況を含む) 市町村合併の状況 各地方公共団体における行政改革大綱策定率 地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等◎	<p>分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等については、国からの権限や事務の移譲等、地方のあり方全般に関わるものであり、一定の指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であることから、地方制度の現況、市町村合併の状況、行政改革の取組状況等を分析し、分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備について課題や達成状況の把握に努める。</p> <p>(指標の現況) ○各地方公共団体における行政改革大綱策定率(平成14年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市 71. 9% ・特別区 87. 0% ・町村 49. 4% ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93. 1%(平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%</p>	<p>分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討</p> <p>第28次地方制度調査会の審議と歩調を合わせ、「道州制のあり方」、「大都市制度のあり方」、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」、「議会のあり方」等の調査研究を進め、同調査会に適時適切に資料を提供</p> <p>合併後の市町村数</p> <p>市町村合併の推進</p> <p>市町村の合併の特例等に関する法律に基づく基本指針の策定</p> <p>各地方公共団体における行政評価の導入率</p> <p>地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率</p> <p>地方公共団体の行政手続条例等制定率</p> <p>行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上</p>	<p>17年度</p> <p>21年度</p> <p>17年度</p> <p>18年度</p> <p>18年度</p> <p>18年度</p>	<p>真の分権型社会の実現に向けて、地方公共団体が自己決定と自己責任の原則の下、行政事務を的確に処理することができるよう地方自治制度のあり方を検討していくものである。</p> <p>基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化を図るために、市町村合併を推進することが必要であり、総務省としては、与党の目標である「合併後の自治体数を1000とする」という与党の方針を踏まえ、自主的な市町村合併に関する法律に基づき、自主的な合併を強力に推進していくものである。目標年度は合併新法の期限である21年度などとする。</p> <p>(指標の現況) ○合併後の市町村数 2863(平成17年1月4日現在)</p> <p>住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を図るために、各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要であり、その取組状況を示す行政評価の導入を全団体で行うことを目指とする。また、地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体で制定することを目指とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。</p> <p>(指標の現況) ○各地方公共団体における行政評価の導入状況(試行中を含む)(平成16年7月末現在) ・都道府県 98% ・政令市 100% ・中核市 94% ・特例市 95% ・市区 65% ・町村 11% ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 93. 1%(平成16年4月1日現在) ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年3月末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%</p>	<p>地方自治法等</p> <p>市町村の合併の特例等に関する法律</p> <p>市町村の合併の特例等に関する法律</p> <p>地方公共団体に対する助言</p> <p>基本指針の策定</p> <p>地方公共団体に対する助言</p> <p>条例制定状況公表</p>					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
	分権型社会を担う 地方税制度の構築 ◎	(参考となる指標) 地方税制改正の概要 国・地方の財源配分 道府県税及び市町村税の収税構成比 歳入総額に占める地方税の割合の推移 地方税収の推移 国民負担率の内訳の国際比較		本政策は、その時々の社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら検討され、毎年度の税制改正によって具體化されるものであることから、予め一定の指標等により目標を定めその達成状況を図ることは困難であり、当該政策を取り巻く状況を示す重要な情報(参考となる指標)を総合的に勘案して目標の達成状況の把握に努める。 (指標の現況) ○国・地方の財源配分 平成14年度 57.9% : 42.1% ○道府県税及び市町村税の収税構成比 平成14年度 41.4% : 58.6% ○歳入総額に占める地方税の割合の推移 平成14年度 34.4% ○地方税収の推移 平成14年度 32.2兆円 ○国民負担率の国際比較 平成16年度 35.5%	毎年度の地方税制度の見直し 税調の答申等を踏まえ、税制改正法案を通常国会に提出し、年度内成立を目指す		毎年度	地方税制度の見直しについては、税制調査会の答申等を踏まえ、具体的な内容の検討を進め、年度末に地方税法改正法案を国会に提出し、この改正による施策の周知徹底を図っていくものである。 また、毎年度の改正を周知徹底することにより施策が着実に実施されるようになることで、地方税の充実確保を図るものである。		地方税法等	
真の分権型社会の実現	(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数 活力、個性、魅力にあふれる地域づくり ◎		活力、個性、魅力にあふれる地域づくりの具体的な目標は、様々な価値観、地域の実情等により異なり、一定の指標により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の抱える課題と、各地方公共団体が自ら考え自ら主的に取り組む事業を支援する総務省の施策の活用状況等を分析し、目標の達成状況の把握に努める。 (指標の現況) ○団体数(平成15年度末) ・循環型社会形成事業 154団体 ・少子高齢化対策事業 136団体 ・地域資源活用促進事業 52団体 ○JETプログラムの招致人数6103人、招致国数 51カ国(平成16年度) ○過疎地域自立促進計画の進捗率 82.4% (平成15年度末現在) ○辺地数 7,172(平成15年度末現在)	地方公共団体の地域づくりの支援 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の実施を予定している団体に対する対応状況	事業計画提出団体への対応	毎年度	地域の特性にあつた魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業等の事業について、財政措置を講ずることとしており、事業計画提出団体への対応状況を施策の進行管理の指標とするものである。		地方財政措置		
				地方公共団体の国際化施策の推進 JETプログラムの招致人数、招致国数	地方公共団体からの要望人数の確保	毎年度	地方公共団体の国際化の取組を支援するため、JETプログラムについて、地方公共団体からの要望人数を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とする。 (指標の現況) ○JETプログラムの招致人数 6103人、招致国数 51カ国 (平成16年度)		JET配慮活用計画の取りまとめ 地方財政措置		
				地方公共団体におけるPFI事業の推進 関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況	3回	17年度	PFI事業を実施するためには、法務・金融等の専門的知識が必要であり、地方公共団体向けの研修会等の実施状況により本施策の進行管理を行うものである。 (指標の現況) ○関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況 3回 (平成16年末現在)		PFI研修会等の実施 地方公共団体に対する情報提供		
				過疎補助事業により整備した交流施設利用者数 難視聴解消世帯数 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	施設整備に当たり、各市町村が設定した利用見込み者数 1,000世帯 10万人(対平成14年度比)	毎年度 17年度 17年度	交流施設利用者数、難視聴解消世帯数等は過疎地域の自立促進への貢献状況を示すものであり、これらにより本施策の進行管理をするものである。目標値は施設計画時の見込み、e-Japan重点計画-2004等に基づくものである。	地域間交流施設整備事業 民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業 移動通信用鉄塔施設整備事業	過疎地域自立促進特別措置法 シノボジウム等啓発 「過疎対策の現況」の作成		
				辺地に係る財政上の特別措置の実施 辺地数	150程度減少	毎年度	辺地とその他の地域において住民の生活文化水準の差があるが、財政上の特別措置の実施によりその地域格差が是正され、辺地数の減少に結びつくことから、辺地数の指標の状況により施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○辺地数 7,172(平成15年度末現在)		地方財政措置(辺地債)		

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他			
ユ ビ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (U - J a p a n) の 実 現 等	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度 電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上・IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度 電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上・IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	行政情報サービスシステム等整備経費等	電子政府構築計画の改定及びフォローアップ	オンライン利用			
		電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件	18年度 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件	18年度 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	人事・給与関係業務情報システムの整備・	電子契約システムの構築のためのシステム設計				
		業務・システムの最適化計画の策定率	100%	17年度 業務・システムの最適化計画の策定率	業務・システムの最適化計画の策定率	100%	17年度 業務・システムの最適化計画の策定率	電子契約システムの構築のためのシステム設計					
ユ ビ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (U - J a p a n) の 実 現 等	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	全府省等	19年度 (指標の現況) ○行政手続のオンライン利用件数 2,390件(平成15年度末現在) ○業務・システム最適化計画の策定率 13%(平成16年11月末現在) ○電子申請が可能な地方公共団体の割合(平成16年4月1日現在) ・都道府県18(38.3%) ・市町村120(3.8%)	各府省における行政情報化の推進	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	19年度 民間側の契約担当者の契約所要時間を短縮	40%	18年度 (指標の現況) ○業務・システム最適化計画の策定率 13%(平成16年11月末現在)	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手続のオンライン化		
		行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	17年度 行政手續のオンライン利用件数	行政手續のオンライン利用件数	対前年度2割増加	17年度 左記施策の目標達成への貢献の状況を示す左記指標の状況により本施策の進行管理をするものである。指標のうち、行政手續のオンライン利用件数・電子決裁率・インターネットによる情報提供容量の目標値は、「e-Japan重点計画-2004J(平成16年6月15日IT戦略本部決定)及び「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定-)に基づき策定したものであり、無線局免許申請手続き等における電子申請件数の目標値は、電子政府関係モデル事業で掲げたもの。	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手續のオンライン化				
		電子決裁率	対前年度比増	17年度 電子決裁率	電子決裁率	対前年度比増	17年度 左記施策の目標達成への貢献の状況を示す左記指標の状況により本施策の進行管理をするものである。指標のうち、行政手續のオンライン利用件数・電子決裁率・インターネットによる情報提供容量の目標値は、「e-Japan重点計画-2004J(平成16年6月15日IT戦略本部決定)及び「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定-)に基づき策定したものであり、無線局免許申請手続き等における電子申請件数の目標値は、電子政府関係モデル事業で掲げたもの。	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手續のオンライン化				
ユ ビ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (U - J a p a n) の 実 現 等	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	インターネットによる情報提供容量	提供容量の増加(対前年度比)	17年度 インターネットによる情報提供容量	インターネットによる情報提供容量	提供容量の増加(対前年度比)	17年度 左記施策の目標達成への貢献の状況を示す左記指標の状況により本施策の進行管理をするものである。指標のうち、行政手續のオンライン利用件数・電子決裁率・インターネットによる情報提供容量の目標値は、「e-Japan重点計画-2004J(平成16年6月15日IT戦略本部決定)及び「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定一部改定-)に基づき策定したものであり、無線局免許申請手続き等における電子申請件数の目標値は、電子政府関係モデル事業で掲げたもの。	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手續のオンライン化				
		無線局免許申請手続き等における電子申請件数	対16年度2倍増	20年度 総務省所管行政の情報化の推進	無線局免許申請手続き等における電子申請件数	対16年度2倍増	20年度 (指標の現況) ○行政手續のオンライン利用件数 2,390件(平成15年度末現在) ○電子決裁率 33.1%(平成15年度累計) ○インターネットによる情報提供容量 278,706MB(平成15年度) ○無線局免許申請手続き等における電子申請件数 273件(平成16年12月末現在)	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手續のオンライン化				
		地方公共団体の情報化の推進(住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の推進等)	電子申請が可能な地方公共団体の割合、電子納付が可能な地方公共団体の割合、電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数	100%	17年度 地方公共団体の情報化の推進(住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の推進等)	電子申請が可能な地方公共団体の割合、電子納付が可能な地方公共団体の割合、電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数	100%	17年度 電子自治体の実現の前提となる電子申請が可能となった地方公共団体数、電子納付が可能となった地方公共団体数及び個人情報保護条例の制定団体数により施策の進行管理を行うものである。目標年度は「e-Japan戦略による2005年を概ねの目標とする。	電子自治体推進経費 次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業	住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の普及啓発等			

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
ユビキタスネット社会 (u - J a p a n) の実現等	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	加入者系光ファイバ網集線点光化率 電気通信事業の市場規模 電気通信事業者数の推移 電気通信サービス料金の低廉化の状況	100% — — —	17年度 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現状況は、その主要分野である施策の指標のうち、高度情報通信ネットワーク社会の実現に不可欠な光ファイバ網等の整備状況及び電気通信事業の各市場における競争の進展状況を示す左記指標により表されるものである。 (指標の現況) ○加入者系光ファイバ網集線点光化率 80%(平成15年度末現在) ○電気通信事業の市場規模 - 第一種電気通信事業の売上高16.8兆円(平成14年度) ○電気通信事業者数の推移 12,873社(平成16年12月1日現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 - 市内電話料金(3分間平日昼間): 平成16年12月1日 平成電電(株)6.8円 - 國際電話料金(日米間、3分間平日昼間): 平成16年12月1日 フォージン・コミュニケーションズ、平成電電(株)45円 - 固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間) : 平成16年12月1日 日本テレコム、NTTコミュニケーションズ他 54円	高速・超高速ネットワークインフラ整備 IPv6の普及促進 電気通信事業における競争環境の整備	加入者系光ファイバ網集線点光化率 プロードバンドの市町村別普及状況 研究開発等の状況	100% 毎月把握 研究開発等の実施	17年度 毎年度 21年度 高速・超高速ネットワークインフラ整備 IPv6の普及促進 電気通信事業における競争環境の整備	高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を示す加入者系光ファイバ網集線点光化率、プロードバンドサービスの市町村別普及状況 IPバックボーン(基幹中継網)の強化に係る研究開発等の状況により本施策の進行管理を行うものである。なお、加入者系光ファイバ網集線点光化率の目標値及び目標年度は「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(平成10年11月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づくものである。 (指標の現況) ○加入者系光ファイバ網集線点光化率 80% (平成15年度末) ○プロードバンドの市町村別普及状況(プロードバンドが全く提供されていない市町村の割合) 10.9%(平成16年11月末現在)	加入者系光ファイバ網設備整備事業 次世代バックボーンに関する研究開発	財政投融资、税制
						IPv6利用状況	平成15年度と比較し、IPv6サービス提供可能世帯数、我が国のIPv6アドレス割当組織数等の増加	17年度 (指標の現況) ○我が国のIPv6アドレス割当組織数 69(平成16年8月末現在)	「インターネットのIPv6への移行の推進」実証実験等	国際会議、税制等	
				電気通信事業の市場規模 電気通信事業者数の推移 プロードバンド契約数等の推移 電気通信サービスの料金の低廉化の状況 競争評価の実施状況 IP電話の指定数		毎年把握 毎月把握 毎四半期把握 毎年把握 毎年1回以上 毎年把握	毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度	電気通信事業の各市場における競争の進展状況は、左記指標を適切に組み合わせることにより把握することが可能であり、更に特定の分野については詳細な競争評価を毎年1回行うことにより政策の達成度を評価することが可能。 (指標の現況) ○電気通信事業の市場規模: 第一種電気通信事業の売上高 16.8兆円(平成14年度) ○電気通信事業者数の推移: 12,873社(平成16年12月1日現在) ○プロードバンド契約数等の推移 16,647,401契約(平成16年6月末現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 - 市内電話料金(3分間平日昼間): 平成16年12月1日 平成電電(株)6.8円 - 國際電話料金(日米間、3分間平日昼間): 平成16年12月1日 フォージン・コミュニケーションズ、平成電電(株)45円 - 固定電話発携帯電話着料金(3分間平日昼間): 平成16年12月1日 日本テレコム、NTTコミュニケーションズ他 54円	調査研究の実施 電気通信サービスに関する電子情報公開システムの維持・運用	電気通信事業法令の整備 各種ガイドライン等の整備 競争評価の実施	事業者等へのヒアリング 事業者等への周知 国際会議等

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
ユ ビ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (U - J a p a n) の 実 現 	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	携帯端末向け放送のサービスと端末の開発状況	実用化	18年度	地上デジタル放送の利活用の推進	携帯端末向け放送のサービスと端末の開発状況	実用化	18年度	地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの利活用の推進のため、その具体像である携帯端末向け放送及びサーバー型放送の実用化的進捗状況により、本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2004に基づくものである。	地上デジタル放送公 共アプリケーション パイロット事業	金融支援(財政 投融資、無利子・ 低利融資、債務 保証)及び税制 支援(国税、地方 税)	
		サーバー型放送のサービスと端末の開発状況	実用化	20年度		サーバー型放送のサービスと端末の開発状況	実用化	20年度				
		(三大広域圏の)アナログ周波数変更対策進捗率	100%	18年度		(三大広域圏の)アナログ周波数変更対策進捗率	100%	18年度				
		高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等	120社程度	17年度		高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等	全127社	17年度				
		地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	約2,700万世帯	17年度		地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	約2700万世帯	17年度				
		BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	-	-		○BSデジタル放送の視聴世帯数 約765万世帯(平成16年12月末現在) ○CSデジタル放送の視聴契約者数 約411万件(平成16年12月末現在)						
		ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%	22年度		○ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況 30.1%						
		難視聴解消世帯数	1,000世帯	17年度		衛星デジタル放送の普及	BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	毎月、把握する	毎年度	衛星デジタル放送の普及については、BSデジタル放送受信世帯数とCSデジタル放送視聴契約者数を毎月把握する。 (指標の現況) ○BSデジタル放送の視聴世帯数 約765万世帯(平成16年12月末現在) ○CSデジタル放送の視聴契約者数 約411万件(平成16年12月末現在)	放送法令・電波 法令 免許制度整備	国民への情報提 供 衛星放送の在り 方の検討
		高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現				国際放送の推進	国際放送の実施状況	毎月、把握する	毎年度	国際放送の推進については、国際放送の実施状況を毎月把握する。	日本放送協会交付 金(短波国際放送)	
		ケーブルテレビの普及・高度化	ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%	22年度	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消	難視聴解消世帯数	1,000世帯	17年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「e-Japan重点計画-2004」において、「ケーブルテレビ」については、「2010年までにすべてデジタル化されることを目指し」とされているところである。	新世代地域ケーブ ルテレビ施設整備事 業	財政投融資、税 制 事業者への周知 等
		民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消	難視聴解消世帯数	1,000世帯	17年度	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	民放テレビ・ラジオ放 送難視聴等解消施 設整備事業		国民、地方公共 団体、NPO、民 間企業等への情 報提供 情報パブリフリー に関する検討			

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
ユ ビ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (U - J a p a n) の 実 現 等	社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進	地域公共ネットワークの全国整備率	100%	17年度 社会・経済のIT化の推進及びIT利活用の促進の実現の状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、これら施策について設定した指標及び目標値のうち、特に国民や企業、社会にとって政策に関わる状況がどのようにあるかを示す左記の指標及び目標値によるものである。	地域の情報化の推進	地域公共ネットワークの全国整備率	100%	17年度 地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、e-Japan重点計画2004に基づくものである。 (指標の現況) ○地域公共ネットワークの全国整備率 63.4% (2008地方公共団体) (平成16年7月現在)	地域インターネット基盤設施整備事業等	地域インターネット導入促進事業	財政投融資、税制
		情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況							地域情報化総合支援事業		
		・非常ににおける通信確保のための情報伝達ネットワークの活用状況 ・「国民のための情報セキュリティサイトを通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発			沖縄国際情報特区構想の実現	沖縄に進出した情報通信関連企業数などの企業集積状況	対前年度比増	22年度までの各年度 沖縄経済振興21世紀プランで提言された沖縄国際情報特区構想の推進方策のうち、国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成の方針により、国民にとって施策に関わる状況がどのようにあるかを表す沖縄に進出した情報通信関連企業の集積状況といった主な指標によることが適当である。また、目標年度についても同構想の計画最終年度とする。	IT産業等集積基盤整備事業等	沖縄振興特別措置法 沖縄振興計画	情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区(税制措置)
		電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立	セキュリティ品質評価手法の確立	19年度 (指標の現況) ○ペンチャービジネスに対する助成の成果(特許等出願率) 109.8% (平成16年6月調査) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合 6.1% (平成14年)							
		非常時における防災機関などが保有する情報通信システムの相互利用等の構築及び活用状況	ネットワークの構築	17年度	コンテンツの流通促進	実証実験等の状況	システムの実証	17年度 19年度 社会・経済のIT化の推進及びIT利活用の促進への貢献の状況を示すコンテンツの流通を促進するための実証実験等の状況の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2004及び知的財産推進計画2004に基づくものである。	Web情報のアーカイブ化の促進 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証		
		研修受講者数	12,000人	17年度		電子商取引の普及&発展	国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況	講演活動の実施4回以上	21年度 (指標の現況) ○国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況 8回実施予定 (平成17年1月~2月)	研究開発 電子署名及び認証業務に関する法律等	財政投融資事業者に対する要請、国民への普及啓発
		ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等出願率)	80%	17年度	情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況						
		適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合	20%	22年度		・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等に基づく措置状況 ・非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの構築及び活用状況 ・特定無線設備等による混信等の未然防止等	研究開発等の状況の公表等 ネットワークの構築	毎年度 18年度 毎年度	政策目標の実現への貢献の状況を示す「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく措置状況、非常時における通信確保のためのネットワーク・ガイドラインの活用状況、国民に向けた情報セキュリティ普及啓発、電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立、技術基準不適合設備に関する実態調査等の指標により、本施策の進行管理をするものである。 なお、目標値は特定電子メール法第12条や各システムの運用想定期等により設定している。	特定電子メールの送信の適正化等に関する調査研究その他の消費者支援策の推進 国民一般に向けた継続的な情報セキュリティ普及・啓発活動 電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価尺度による調査研究 電気通信機器の基準認証制度に関する調査の実施等	関係法令等の整備 相互利用の方針策定 電気通信事業者、国民への情報提供 情報セキュリティ対策の検討 国際標準化活動への寄与 防災関係機関、国民への情報提供
		電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価手法の確立			・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発	基準不適合機器の市場における流通実態の調査等の実施	毎年度				
		非常時における防災機関などが保有する情報通信システムの相互利用等の構築及び活用状況				国民のための情報セキュリティサイトの運営	毎年度				

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)	施 策						左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施) 予 算	制度の企画等	情報提供その他		
			左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方				
ユ ビ キ タ ス ネ ツ ト 社 会 (u - J a p a n) の 実 現 	社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進					情報通信分野の入材育成	研修受講者数	12,000人	17年度	情報通信分野の人材育成への貢献の状況を示す研修受講者数の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2004に基づくものである。 (指標の現況) ○研修受講者数 10,800人を対象(平成15年度まで)	人材研修事業支援事業 高度情報通信人材育成プログラム開発事業		
						情報通信ニュービジネスの振興	ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等出願率)	80%	17年度	ITベンチャーにとって、技術開発に伴う特許等の取得は成功の鍵とされているため、特許等出願率を指標及び目標として、情報通信ニュービジネスの振興施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等出願率) 109.8%(平成16年6月調査)	ベンチャー企業への助成等		ベンチャー企業への情報提供、財政投融資、税制
						情報パリアフリー環境の整備	字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合	100%	19年度	情報パリアフリー環境の整備の実現への貢献の状況を示す字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合の状況により本施策の進行管理を行うものである。 目標値については、平成19年までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕を付与することを目指とした「字幕放送の普及目標」を行政の指針として策定し取組みを推進しており、e-Japan重点計画-2004(平成16年6月)にも定められているものである。	字幕番組・解説番組等の制作促進事業 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金等		国民、地方公共団体、NPO、民間企業等への情報提供 情報パリアフリーに関する検討
						テレワーク・SOHOの推進	適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業人口に占める割合	20%	22年度	テレワーク・SOHOの推進への貢献の状況を示す、適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業人口に占める割合の状況により、本施策の進行管理をするものである。目標値は、e-Japan戦略IIに基づくものである。 (指標の現況) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合 6.1%(平成14年)	テレワーク・SOHOの推進のための施策の実施		国民、民間企業等への情報提供 テレワーク・SOHOの推進に関する検討

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施 策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等	情報提供その他
ユビキタスネット社会 (u - J a p a n) の実現等	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進	超高速インターネット衛星の研究開発の状況	実用化	22年度	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への実現の度合いは、その主要分野である新たな電波利用システムの導入の実現状況及び電波利用環境の整備の施策の実現状況により差があるものであり、これらの施策について設定した施策及び目標値によるものである。	超高速インターネット衛星の研究開発の状況 ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築 新たな電波利用システムの導入	実用化	22年度	新たな電波利用システムの導入への貢献の状況を示すITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度はe-Japan重点計画-2004に基づくものである。	ITS情報通信技術の国際展開に関する調査研究 ITS利活用推進ための調査開発	電波法令の整備	免許人等への情報提供	
		ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築	実現	17年度	(指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 37,529人(暫定値)(平成15年度末)		実現	17年度					
		過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	10万人	17年度		電波の利用状況の調査・公表・評価の実施状況 迅速な周波数の再分配の実現等による電波の有効利用の推進	3年を周期として周波数帯を3区分して区分ごとに実施 ①770MHz以下 ②770MHzを超える3.4GHz以下 ③3.4GHzを超えるもの	毎年度	電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再分配の実現等に資するものである。	電波の利用状況の調査・公表・評価のより一層の円滑化 電波再分配のための給付金 電波資源拡大のための研究開発 無線システム普及支援事業(仮称)	給付金制度の導入 電波登録制度の導入 電波利用料制度の見直し	無線局に関する情報の提供 電波の利用状況の調査・公表・評価	
		世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進			電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備	既整備地域での施設更新及び性能向上技術基準の策定等への成果の活用状況 電波防護指針における基準値の根拠となる科学的データの信頼性の向上等のための電波の生体影響等に関する研究の推進状況 電波の安全性に関する講演会の開催状況	実現 成果の活用 —	19年度 21年度 18年度	電波利用の適正化・効率化による電波の有効利用及び安心で安全な電波利用環境の整備の状況を示す左記の各指標及び目標により施策の推進を図る。	電波監視施設の整備・維持運用 周波数逼迫対策事務 電波の安全性に関する調査等			
					電波利用環境の整備	過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	10万人(対平成14年度比)	17年度	世界最先端のワイヤレスプロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画-2004に基づくものである。 (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 37,529人(暫定値)(平成15年度末)	移動通信用鉄塔施設整備事業 電波遮へい対策事業			

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
ユビキタスネットワーク社会の実現 ～U-Japan～の実現等	専門家による評価において成果ありと評価される割合 ITU、IETF等における標準提案の件数 ユビキタスネットワーク社会の実現 ～U-Japan～の実現等	80%	毎年度 17年度 20件程度	本政策の目標達成状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、各施策の指標のうち、それぞれの活動の成果による政策目標の実現の状況を表す数値的指標として左記の指標及び目標により評価するものである。 (指標の現況) ○ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における重点領域の研究開発の推進 情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出 情報通信に関する標準化の推進	専門家による評価において成果ありと評価される割合 外部評価の実施回数	80% 2回以上	毎年度 毎年度	研究開発を推進する活動の成果を総合的かつ客観的に表す数値的指標並びに研究開発成果を適切に把握するための活動に関する業務指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	重点的研究資金制度による研究開発課題	
						情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出	同上	同上	同上	競争的研究資金制度による研究開発課題	
						国際的な連携に係る会合の開催 ITU、IETF等における標準提案の件数	1回以上 20件程度	毎年度 17年度	国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す数値的指標及び目標値により本施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○国際的な連携に係る会合の開催 4回 ○ITU、IETF等における標準提案 31件	情報通信分野における標準化活動の強化 国際的次世代情報通信網共同研究の推進 情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究 競争的研究資金制度による研究開発課題(国際技術獲得型) 等	
グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等 アジア・プロードバンド計画の推進状況 アジア・プロードバンド計画の推進状況 アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	-	20年度 22年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現のためには、定期協議、政策対話等を通じた我が国情報通信行政の国際理解の推進や二国間における課題の解決等を図ることが重要である。そのため、我が国情報通信行政に対する国際理解や課題解決の推進状況等を指標として設定した。さらに課題解決の具体的な状況を図る指標・目標としてアジア・プロードバンド計画の推進状況を設定した。	二国間定期協議、政策対話の実施状況と成果及び情報通信に関する意見交換の実施状況等 国際機関等における会議への参画状況と成果及び情報通信分野に関する意見交換の実施状況等 国際共同研究開発及び共同実験の実施状況 国際間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献	1回以上 1回以上 1回以上 1回以上	17年度 17年度 19年度 22年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献状況を示す我が国情報通信行政の国際理解の推進等の状況、研究開発実証実験の効果を測定する左記指標等を設定し、本施策の進行管理をするものである。	電気通信に関する国際政策協議の開催 国際機関等への拠出金の支出等 国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験 アジア・プロードバンド衛星基盤技術の研究開発 アジア・ユビキタススマートフォーム技術に関する研究開発	二国間における協議等 国際機関等における協議等	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
郵政事業改革の推進	郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等)	—	毎年度 総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を命じることとしている。しかし、これら一連の監督や制度の企画立案については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることには困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環とする。	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等) 郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究 日本郵政公社の経営基盤の確立 郵政事業に係る制度の企画立案	—	毎年度 各調査研究について所期の成果を達成	毎年度 総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等を報告させ等、必要な措置を講ずることとしている。しかし、日本郵政公社の監督の状況については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究については、日本郵政公社の経営基盤の確立に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理の一助とするものである。	郵政公社(郵便業務)に対する監理 郵政公社に対する業績評価の実施に伴う調査研究 社会経済環境の変化が郵便貯金・簡易生命保険に及ぼす影響等に関する調査研究 郵便を取り巻く市場環境に関する調査研究 諸外国における郵便貯金制度に関する調査 諸外国の生命保険事情に関する調査 簡易保険に関する基礎調査 諸外国の郵政事業に関する総合的な調査研究 地域の拠点としての郵便局ネットワークの活用の推進 個人金融に関する調査	業績評価、経営改善命令	業績評価の公表
		郵政事業に係る制度の企画立案の状況	—	各調査研究について所期の成果を達成		毎年度 総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させ、必要な措置を講ずることとしている。しかし、制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化するものであり、その年度において実施した制度の企画立案の内容により本施策の進行管理をするものである。併せて、郵政事業に係る制度の企画立案に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理の一助とするものである。	制度の企画・立案				
		地域の拠点としての郵便局ネットワークの活用の推進	郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	各調査研究について所期の成果を達成		毎年度 地域の拠点としての郵便局ネットワークの推進を図るために、調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理をするものである。					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)	左記指標にかかる目標値										施 策	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制度の企画等		左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)	予 算	制度の企画等	情報提供その他			
郵政事業改革の推進	国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	UPU活動への人的、財政的貢献	職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968,000スイスフラン、173百万円相当)	17年度	<p>国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的に会合等への参画とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。</p> <p>(指標の現況) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成16年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968,000スイスフランの経費分担(平成16年度)</p>		国際協調・貢献の推進	国際郵便関係機関等の会議の出席状況	年間3回以上	17年度	<p>国際郵便分野に関し、二国間・多国間での課題を解決するためには、UPU管理理事会、UPU郵便業務理事会等の国際会議に我が国が積極的に参画し、加盟国と政策協調を図ることによって我が国政策を的確に反映し、実現することを可能とするとの観点から、同指標等を設定している。</p> <p>国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。</p> <p>(指標の現況) ○国際郵便関係機関等への会議の出席状況 5回(平成16年度) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成16年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968,000スイスフランの経費分担(平成16年度)</p>		国際会議等への出席	万国郵便条約等の改正	国際機関への分担金の拠出等					
信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上	事業者数 (参考となる指標) 事業者の参入状況	—	—	—	<p>本政策は、信書便法の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることにより、利用者利便の向上が図られることを達成目標としている。政策の指標としての事業者数については、実際にサービスを提供する主体及び利用者の選択機会を示すものであり、同法の目的とする利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上の達成状況を測る客観的な指標としては妥当であると考えられるが、他方、同法に基づく事業への参入については、最終的に各事業者の経営判断に委ねられるべきものである点を考慮すると、行政として具体的な目標とすべき数値をあらかじめ設定することは必ずしも適切ではないと考えられる。また、事業者の参入状況については、地域別の参入事業者の分布等、事業者数のみでは把握し得ない利用者利便の向上の達成状況を図る上での参考となる指標である。</p> <p>(指標の現況) ○事業者数 74社(平成16年末)</p>		信書便分野の振興	地方事業者説明会への開催回数 地方事業者説明会等への参加事業者数	各地方局1回以上 全国400社以上	17年度 17年度	<p>本件施策に関し、事業者の参入を促進し、利用者の選択の機会拡大に資するため、各地方局において事業者説明会等の周知・広報活動を年1回以上実施することとし、参加事業者に対し参入の手引きを配布することとする。</p> <p>(指標の現況) ○信書便事業説明会の開催回数 各地方局2~3回開催(平成16年) ○信書便事業説明会への参加社 ・団体数 662社・団体(平成16年)</p>		信書便事業者に対する監理 諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査	説明会の開催 申請マニュアルの調製・配布						

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)	施 策							左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
国民の安心安全の確保	火災・災害等による被害の軽減	発生件数、死者数(火災) 発生件数、死者数(灾害)	死者数の軽減 被害の軽減	毎年度 毎年度	火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化・天災等に左右される部分が多いため、前年度より死者数等を軽減することを毎年度の目標にするものである。 (指標の現況) (火災) ○発生件数 15年中 56,333件 ○死者数 15年中 2,248人 (灾害) ○死者・行方不明者数 15年中 62人	小規模雑居ビルにおける消防法令違反率 危険物施設における事故件数 火災予防対策の強化	違反率の低減 事故件数の低減 (指標の現況) ○小規模雑居ビルにおける消防法令違反率 35.7% (平成15年12月31日現在) ○危険物施設における事故件数 540件 (平成15年中)	毎年度 毎年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す小規模雑居ビルにおける消防法令違反率等について、毎年度低減を図ることを施策の進行管理の目標とする。 (指標の現況) ○やや長周期地震動に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保のための設計手法の開発	消防法等に係る違反是正指導等に要する経費 危険物施設の事故防止対策等の推進に要する経費等	消防法	普及啓発、災害情報の提供等 消防白書の作成・公表
						緊急消防援助隊の隊数 自主防災組織の組織率 消防団員数 防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数 地域防災力の強化	概ね3,000隊 75% 100万人 (うち女性10万人) 緊急性の高い5,134棟	20年度 20年度 毎年度 19年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す緊急消防援助隊の隊数等について、施策の進行管理の目標とする。目標値、年度は現状等を勘案し設定したものである。 (指標の現況) ○緊急消防援助隊の隊数 2,821隊 (平成16年4月1日現在) ○自主防災組織の組織率 62.5% (平成16年4月1日現在) ○消防団員数 919,105人 (うち女性13,148人) (平成16年4月1日現在)	消防補助金等 消防庁ヘリコプターの整備	消防組織法	災害情報の提供等 消防白書の作成・公表 国民への啓発
国民保護体制の整備	都道府県の国民保護計画の策定率 市町村国民保護計画の策定率	100% 100%	17年度 18年度	有事・テロ等において国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な国民保護体制の整備状況について、国民保護計画の策定率を指標とするものである。目標年度は国が平成16年度中に基本指針を策定する予定であることなどを考慮して左記のとおり定めた。	都道府県・市町村における訓練の実施率 防災行政無線の整備率 地方公共団体における対応力の強化 市町村国民保護モデル計画の作成	実施率の向上 整備率の向上 (同報系75%) (指標の現況) ○防災行政無線(同報系)の整備率 67.8% (平成15年度末現在)	毎年度 毎年度 (20年度) 17年度	国民保護体制の整備への貢献の状況を示す都道府県・市町村における訓練の実施率等について毎年度向上を図ることを施策の目標とする。また、市町村が適切な国民保護体制を早期に整えるのに必要なモデル計画を作成することを目標とする。 (指標の現況) ○防災行政無線(同報系)の整備率 67.8% (平成15年度末現在)	消防補助金等	消防白書の作成・公表		
救命率の向上	救命率	救命率の向上	毎年度	救命率の向上については、搬送にいたるまでの処置状況、症状等に応じて救命率が大きく異なってくることを考慮し、前年度より救命率を向上させることを目標にするものである。 (指標の現況) ○心肺停止傷病者の救命率 6.2% (平成15年中)	救急救命士の数 救急資機材の整備状況 救急業務の充実・高度化	全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置 全救急隊の85%の隊(救急救命士が配置された救急隊)に高規格救急自動車を配置	20年度 20年度	救命率の向上への貢献の状況を示す救急救命士の数等について施策の進行管理をするものである。目標年度は現状等を勘案し設定したものである。 (指標の現況) ○救急救命士として運用されている救急隊員数 13,505人 (平成16年4月1日現在) ○救急救命士を運用している救急隊の割合 73.0% (平成16年4月1日現在) ○救急自動車に占める高規格救急自動車の割合 64.5% (平成16年4月1日現在)	消防補助金等	消防法	講習の実施等 消防白書の作成・公表	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	
国民の安全安心の確保	<p>統計の体系的整備及びこれら統計調査の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定統計調査及び承認統計調査の審査による改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む。) ・「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 ・地方公共団体の職員、登録調査員を対象とした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になつた」または「参考になつた」と回答した者の割合) ・統計調査員任命数に占める登録調査員の割合 ・統計データフェアの入場者を対象としたアンケートにおける、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 ・国際会議等への参画状況及び成果 <p>統計調査の実施状況</p> <p>統計調査結果の提供状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数等 <p>社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供</p>	<p>統計の体系的整備及びこれら統計調査の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定統計調査及び承認統計調査の審査による改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む。) ・「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 20調査(程度) ・地方公共団体の職員、登録調査員を対象とした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成15年度) ・統計調査員任命数に占める登録調査員の割合 80% ・統計データフェアの入場者を対象としたアンケートにおける、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 79.4%(平成16年度) ・ファイル数:約98万件 アクセス件数:約270万件 <p>統計調査の実施状況</p> <p>統計調査結果の提供状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数等 <p>社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供</p>	<p>社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を実現するために、その主要分野である右記各施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標及び目標値により評価するものである。</p> <p>(指標の現況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数 25件(平成15年度) ○地方公共団体の職員、登録調査員を対象とした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成15年度) ・地方公共団体の職員 98.6% ・登録調査員中央研修 78.1% ・登録調査員業務研修 89.8% ・登録調査員指導者研修 75.0% ・地域ブロック別登録調査員研修(九州ブロック) 78.1% ○統計調査員任命数に占める統計調査員の割合 78.7%(平成15年度) ○統計データフェアの入場者数を対象としたアンケートにおける、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 79.4%(平成16年度) ○ファイル数:約98万件(平成16年12月末現在) ○アクセス件数:約226万件(平成16年4月～12月) <p>統計調査員の実態に対応した統計が作成されるための調整</p>	<p>指定統計調査及び承認統計調査の審査件数</p> <p>「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数)</p> <p>産業連関表を作成するための調整状況(会議の開催回数)</p> <p>標準統計分類を作成するための調整状況(会議の開催回数)</p> <p>「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数</p>	<p>指定統計調査45件(程度) 承認統計調査160件(程度)</p> <p>25回(程度)</p> <p>25回</p> <p>4回</p> <p>100調査(程度)</p>	<p>毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度</p>	<p>左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す 統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、 その結果により本施策の進行管理を行ふものであり、 これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。</p> <p>(指標の現況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定統計調査及び承認統計調査の審査件数(平成15年度) <ul style="list-style-type: none"> ・指定統計調査 47件 ・承認統計調査 146件 ○「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 29回(平成16年4月から12月) ○産業連関表を作成するための調整状況(会議の開催回数) 22回(平成15年度) ○標準統計分類を作成するための調整状況(会議の開催回数) 3回(平成15年度) ○「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数 83件(平成15年度) 	<p>統計法、統計報告調整法</p> <p>統計調査を定める産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令</p> <p>「国の行政組織等の測量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月閣議決定)</p>	<p>産業連関表の作成</p> <p>標準統計分類の策定</p> <p>「国」の行政組織等の測量・効率化等に関する基本的計画(平成11年4月閣議決定)</p>
				<p>地方公共団体の職員及び登録調査員を対象とした研修の実施状況</p> <p>登録調査員の確保状況</p> <p>「統計の日」に関連した普及・広報活動実績</p> <p>統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保</p>	<p>受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になつた」または「参考になつた」と回答した者の割合) 100%</p> <p>登録基準数に対する登録比率100%超</p> <p>官庁統計シンポジウムの参加者数 200人(程度) 統計データフェアの入場者数 2500人(程度)</p>	<p>毎年度</p>	<p>左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す 地方公共団体への支援の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行ふものであり、 これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。</p> <p>(指標の現況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の職員及び登録調査員を対象とした研修の実施状況(受講者の満足度)(平成15年度) <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の職員 98.6% ・登録調査員中央研修 78.1% ・登録調査員業務研修 89.8% ・登録調査員指導者研修 75.0% ・地域ブロック別登録調査員研修(九州ブロック) 78.1% ○登録調査員の確保状況 <ul style="list-style-type: none"> ・登録基準数に対する登録比率 111.8%(平成15年度) ○「統計の日」に関連した普及・広報活動実績 官庁統計シンポジウムの参加者数 260人(平成16年度) ○統計データフェアの入場者数 2,600人 	<p>「統計の日」(昭和47年7月閣議了解)</p>	<p>地方統計主管組織への支援</p> <p>統計調査員確保対策事業</p> <p>各種行事の実施・支援</p>

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)	施 策						左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施) 予 算	制度の企画等	情報提供その他				
			左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な指標	左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方						
国民の安全安心の確保	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供					統計に関する国際協力の推進	国際比較可能データの提供 統計関係国際会議への対応状況	提供件数 300件(程度) 出席件数 10件(程度) 出席者数 15人(程度)	毎年度 毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す 国際協力の状況を検証し、その結果により本施策 の進行管理を行うものであり、これら指標の目標 値は、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○国際比較可能データの提供 提供件数 229件(平成15年度) ○統計関係国際会議への対応状況(平成15 年度) 出席件数 16件 出席者数 33人	国際比較可能 データの提供 統計関係の国際 会議への参加	統計調査の企 画・立案	統計情報の提供		
							統計調査の実施状況 国勢の基本に関する統計の作成	統計調査等の実施件数 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 1件	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す 統計調査の実施状況を検証し、その結果により本 施策の進行管理を行うものである。					
							統計調査結果の提供状況 統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 総合統計書の刊行	ファイル数:約98万件 アクセス件数:約270万件 アクセス件数:約90万件 収録統計表数:約9万表 アクセス件数:約12万件 年刊6冊、月刊2冊	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す 提供情報の量及びその利用状況を検証し、その 結果により本施策の進行管理を行うものであり、 当該指標の目標値は、過去の実績等を勘案した ものである。 (指標の現況) ○ホームページ収録ファイル数及びアクセス 件数 ・ファイル数:約98万件(平成16年12月末現在) ・アクセス件数:約226万件 (平成16年4月～12月) ○統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 ・アクセス件数:約43万件 (平成16年4月～12月) ○各府省共同利用型データベースの収録統計 表数及びアクセス件数 ・収録統計表数:約10万件(平成16年12月末 現在) ・アクセス件数:約10万件 (平成16年4月～12月) ○総合統計書の刊行 ・年刊7冊、月刊2冊、その他1冊 (平成15年度)					
						統計情報の的 確な提供	相談会等の開催回数・参加者数 恩給相談件数 広報資料の配布部数 住民基本台帳ネットワークの活用件数 恩給請求の処理期間	— — 約121万部 延べ約484万件 前年度の処理期間	17年度 17年度 17年度	受給年額の適 正な改定	恩給改定措置予算案の作成 恩給法改正法案の国会提出	— —	恩給年額の適正化を図るためにには、物価、公務 員給与等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置 が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給 法改正法案の国会提出を行うことが必要であるこ とから、左記指標の状況により本施策の進行管理 を行うものである。	恩給年額改定 の企画・立案	統計調査の実施及 び統計情報の提供 に係る経費
							受給者等に対する サービスの向上	— — 約121万部 延べ約484万件 前年度の処理期間	17年度	受給者等に対するサービスの向上を図るために は、受給者等の恩給に対する理解の向上を図る とともに、受給者等の負担軽減に努めることが必 要であることから、左記指標の状況により本施策 の進行管理を行うものである。左記目標値及び自 標準年度については、過去の実績等を勘案したもの である。 (指標の現況) ○広報資料の配布部数 約126万部(15年度) ○住民基本台帳ネットワークの活用件数 約517万件(15年度)	住基ネット利用	相談会等の開催 広報資料の作 成・配布			
							本政策については、恩給制度が国家 補償の性格を有しており、恩給年額 の改定に当たっては総合的に検討す る必要があること等から、具体的な 指標や目標値を設定することは困難 であるため、「参考となる指標」によ り、本政策の目指す定性的な目標に 向かっての達成状況の把握に努め る。	受給年額の適 正な改定	— —	—	—	—	—		
							受給者等に対する サービスの向上	— — 約121万部 延べ約484万件 前年度の処理期間	17年度	—	—	—			
							(参考となる指標) 毎年度の受給者数、毎年度の恩給 年額 受給者等の恩給に対する理解度 受給者等の支給手続上の負担軽 減度	— — — —	—	—	—	—	—		
							受給者の生活を支 える恩給行政の推 進 ◎	— — — —	—	—	—	—	—		

平成19年度の政策評価（実績評価）の実施予定

平成19年3月

政 策 名	平成19年度実績評価に含まれる重要政策 (現段階での予定)	(参考) 平成18年度実績評価に含まれる 重要政策
<p>政策1 社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施 (政策の達成目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な政府を実現するため、メリハリのあるスリムな機構・定員を実現するとともに、行政改革を着実に推進する。 ・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づく、公益法人の適切な設立許可・指導監督による公益法人行政を推進する。 	<p>○平成19年1月施政方針演説 (国と地方の行財政改革の推進) 国の行政機関の定員について、5年間で約1万9000人以上の純減を確実に実施</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 第3章 財政健全化への取組 1. 岁出・歳入一体改革に向けた取組 (4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて ②歳出改革 ii 各分野における歳出改革の具体的内容 公務員人件費・独立行政法人・公益法人</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (簡素で効率的な政府の実現) 公務員の総人件費を削減いたします。現在69万人の国家公務員について、今後5年間で5パーセント以上減らします。</p>

<p>政策2</p> <p>地方行革の推進 (政策の達成目標)</p> <p>地方公共団体の行政運営を効果的・効率的にするための地方公共団体の行政改革を推進する</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (国と地方の行財政改革の推進) 地域における官民格差が指摘されている地方公務員の給与の引下げなど、行財政改革の推進と、規律の強化を強く求めます。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>1. 岁出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて</p> <p>②歳出改革</p> <p>ii 各分野における歳出改革の具体的内容</p> <p>地方財政</p> <p>公務員人件費・独立行政法人・公益法人</p>	<p>○「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(H17.3.29) 第1 1(2) 平成17年度から21年度までの具体的な取組を明示した集中改革プランを公表すること</p>
<p>政策3</p> <p>政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底 (政策の達成目標)</p> <p>各行政機関において、評価の適切な実施及び質の向上により、効果的かつ効率的な</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>2. 「簡素で効率的な政府」への取組 (予算制度改革)</p> <p>政策ごとに予算と決算を結び付け、予算</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005</p> <p>第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革</p> <p>2. 仕事の流れを変える (3) 予算制度改革</p>

<p>行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られることを目標とする。</p>	<p>とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成 20 年度予算を目途に実施する。</p> <p>○規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）</p> <p>II 17 年度重点計画事項</p> <p>3 規制の見直し基準の策定等</p> <p>2 規制影響分析（RIA）の義務付け</p> <p>各府省は引き続き、RIA の試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。【平成 18 年度措置】</p> <p>また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずる。【平成 18 年度措置】</p>	<p>(モデル事業等の一般化)</p> <p>政策評価と予算の連携強化を含め、政策評価制度に関する見直しを着実に進めるべく、「政策評価に関する基本方針」の改定等を平成 17 年内に行う。</p> <p>○行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)</p> <p>7 規制改革・民間開放の推進</p> <p>(4) 規制の評価・見直しの推進</p> <p>ア RIA（規制影響分析）の導入を積極的に推進する。このため、総務省は平成 18 年度中で行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。</p> <p>8 政策評価の改善・充実</p> <p>政策評価の改善・充実を図るため、（中略）以下の（中略）取組を積極的に進める。</p> <p>ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。</p>
--	---	---

	<p>○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (政策評価の推進)</p> <p>第六十七条 政府は、この法律に基づく簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、政策評価（中略）の効果的な実施が欠くことのできないものであることにかんがみ、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進するものとする。</p>	<p>イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。</p> <p>ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。</p>
政策4 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善 (政策の達成目標) 国民に信頼される行政を実現する見地から、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進の取組を通じて、行政制度・運営の改善を図る。		
政策5 行政の透明性の向上と信頼性の確保 (政策の達成目標) 国の行政機関等における情報公開及び個人情報保護の両制度の適正かつ円		

<p>滑な運用並びに地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。</p>		
<p>政策 6 国家公務員の適正な人事管理の推進 (政策の達成目標) 多様な人材の確保と活用、高齢対策と再就職の適正化、健康管理・安全管理などの国家公務員の人事管理に係る諸施策を適切に実施することにより、政府全体としての適正な人事管理の推進を図る。</p>	<p>○平成 19 年 1 月施政方針演説 (国と地方の行財政改革の推進) 官と民が互いの知識、経験を活かせるよう、官民の人事交流を更に推し進めます。 ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 第 3 章 財政健全化への取組 1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組 (4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて ②歳出改革 ii 各分野における歳出改革の具体的な内容 公務員人件費・独立行政法人・公益法人 2. 「簡素で効率的な政府」への取組 (官民の人事交流の強化・拡大) 官民の人事交流については、更に環境整備に努め、交流を強化し、幹部級は、業務内容に応じ数値目標を掲げた推進を目指す。</p>	

<p>政策7</p> <p>分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等 (政策の達成目標)</p> <p>地方公共団体の自主性及び自律性を拡大させるための地方制度を整備するとともに、地方行財政基盤の強化、行政運営の質の向上等を通じ、地方行政体制の確立を推進する。</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (魅力ある地方の創出) 地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行います。 道州制については、更に議論を深め、検討してまいります。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 第3章 財政健全化への取組 1. 岁出・歳入一体改革に向けた取組 (4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて ②歳出改革 ii 各分野における歳出改革の具体的な内容 地方財政</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (簡素で効率的な政府の実現) 3,200 あった市町村が、今年度末には1,800 になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。</p>
<p>政策8</p> <p>分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進 (政策の達成目標)</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (国と地方の行財政改革の推進) 地域における官民格差が指摘されている地方公務員の給与の引下げなど、行財政改革の推進と、規律の強化を強く求めます。</p>	

<p>能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員の定員・給与の適正化を実現する。</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 第3章 財政健全化への取組 1. 岁出・歳入一体改革に向けた取組 (4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて ②歳出改革 ii 各分野における歳出改革の具体的な内容 地方財政 公務員人件費・独立行政法人・公益法人</p>	
<p>政策9 地方財源の確保及び地方財政健全化 (政策の達成目標) 地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (魅力ある地方の創出) 交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体間の財政力の格差の縮小を目指します。 地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変われるよう、「頑張る地方応援プログラム」を4月からスタートします。 地場産品のブランド化、企業立地の促進、子育て支援など独自のプロジェクトを考え、具体的な成果指標を明らかにして取り組む地方自治体を地方交付税で支援します。</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (簡素で効率的な政府の実現) 「国から地方へ」、この方針の下、地方の意見を真摯に受け止め、3兆円の税源移譲、地方交付税の見直し、4兆7,000億円の補助金改革を実施いたします。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004 第1部 「重点強化期間」の主な改革 1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底</p>

	<p>(国と地方の行財政改革の推進)</p> <p>さらに、地方自治体に対し、新たな再生法 制を整備するとともに、地域における官民格 差が指摘されている地方公務員の給与の引下 げなど、行財政改革の推進と、規律の強化を 強く求めます。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>1. 岁出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて</p> <p>②歳出改革</p> <p>ii 各分野における歳出改革の具 体的内容</p> <p>地方財政</p> <p>2. 「簡素で効率的な政府」への取組</p> <p>(不交付団体の拡大等)</p> <p>例えば人口 20 万人以上の市の半分な どの目標を定めて、交付税に依存しな い不交付団体の増加を目指す。また、 地方団体の財政運営に支障が生じない よう必要な措置を講じつつ、簡素な新</p>	<p>(3) 地域の真の自立 (三位一体の改革)</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005</p> <p>第2章 「小さくて効率的な政府」のため の 3 つの変革</p> <p>2. 仕事の流れを変える</p> <p>(1) 国から地方への改革</p>
--	--	--

	<p>しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。</p>	
<p>政策10 分権型社会を担う地方税制度の構築 (政策の達成目標) 分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (魅力ある地方の創出) 交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体間の財政力の格差の縮小を目指します。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 第3章 財政健全化への取組 1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組 (4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて ②歳出改革 ii 各分野における歳出改革の具体的な内容 地方財政 (5) 歳入改革</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (簡素で効率的な政府の実現) 「国から地方へ」、この方針の下、地方の意見を真摯に受け止め、3兆円の税源移譲、地方交付税の見直し、4兆7,000億円の補助金改革を実施いたします。</p> <p>来年度予算においては、一般歳出の水準を今年度以下にするとともに、新規国債発行額を削減し30兆円以下に抑えました。景気対策の一環として導入した定率減税は、経済情勢を踏まえ廃止します。本年6月を目途に、歳出・歳入を一体とした財政構造改革の方向についての選択肢及び工程を明らかにし、改革路線を描るぎないものといたします。公正で活力ある社会にふさわしい税制の実現に向け、国民的な議論を深めながら、消費税、所得税、法人税、資産税など税体系全体にわたって、あらゆる角度から見直しを行ってまいります。</p>

<p>政策11</p> <p>活力、個性、魅力にあふれる地域づくり (政策の達成目標)</p> <p>地方分権をにらんで、個性豊かで活力や 魅力にあふれる地域社会の実現を推進す る。</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (魅力ある地方の創出)</p> <p>方が独自の取組を推進し、「魅力ある地 方」に生まれ変われるよう、「頑張る地方応 援プログラム」を4月からスタートします。 地場産品のブランド化、企業立地の促進、子 育て支援など独自のプロジェクトを考え、具 体的な成果指標を明らかにして取り組む地 方自治体を地方交付税で支援します。</p>	
<p>政策12</p> <p>利用者本位の行政サービスの提供及び簡 素で効率的な政府の実現に向けた電子政 府・電子自治体の推進 (政策の達成目標)</p> <p>行政分野へのITの活用とこれに併せた 業務や制度の見直しを進め、国民の利便性 及びサービスの向上と行政運営の簡素化、 効率化を図る。</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて</p> <p>②歳出改革</p> <p>ii 各分野における歳出改革の具 体的内容</p> <p>電子政府関係</p> <p>2. 「簡素で効率的な政府」への取組</p> <p>(ITの活用による行政簡素化、効率 化)</p> <p>「IT新改革戦略」に基づき、政府 の取組状況の評価を行いつつ、業務・</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説（抜粋） (将来の発展基盤の整備)</p> <p>「IT新改革戦略」に基づき、・・・(中 略)・・・役所に対する電子申請の利用拡大 などを進め、高い信頼性と安全性が確保さ れ、国民一人ひとりがITの恩恵を実感でき る社会をつくってまいります。</p> <p>○「行政改革の重要方針」(平成17年12月 24日閣議決定)</p> <p>(IT化による業務のスリム化)</p> <p>電子政府・電子自治体を推進し、あわせて 国・地方間の連絡調整について汎用性のある システムを構築するなどにより、国・地方を 通じた業務の効率化を進める。</p>

	<p>システムの改革等を進め、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化等を図る。</p>	
政策13 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供 (政策の達成目標) 電気通信事業の競争環境等の整備により、電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供を促す。	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第2章 成長力・競争力を強化する取組</p> <p>1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化</p> <p>(2) 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）</p> <p>③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。</p>	
政策14 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現 (政策の達成目標) 全放送メディアのデジタル化等により、高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会を実現する。	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第2章 成長力・競争力を強化する取組</p> <p>1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化</p> <p>(2) 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）</p>	

	<p>③世界最先端の通信・放送に係る インフラ・サービスの実現 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。</p>	
政策15 社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進 (政策の達成目標) ユビキタスネット社会を実現するため、社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進を図る。	<p>○平成19年1月施政方針演説 (「チャンスにあふれ、何度もチャレンジが可能な社会」の構築) テレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (2) 生産性の向上（ITとサービス産業の革新） ③世界最先端の通信・放送に係る インフラ・サービスの実現 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (将来の発展基盤の整備) 我が国は、この4年半で、高速インターネットの加入者数が85万から2,200万人へ、インターネットを使った株式取引の割合が6パーセントから29パーセントへ、それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端のIT国家」となりました。「IT新改革戦略」に基づき、診療報酬明細書の完全オンライン化や役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。</p>

	<p>界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。</p> <p>○日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～ (平成19年1月25日閣議決定)</p> <p>第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略 —新たな「創造と成長」への道筋—</p> <p>(1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革</p> <p>(ii) 生産性向上への取組 (ITとサービス産業の革新による生産性の向上)</p> <p>産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。 ITにより競争力の強化と中小企業の経営力の向上を促進するとともに、コンテンツ市場の拡大を図る。また、テレワーク人口の倍増を目指すなど、ITを活用した就業の機会の拡大を図る。</p>	
--	--	--

<p>政策16</p> <p>世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的電波利用の促進 (政策の達成目標)</p> <p>全国人民が低廉かつ多様なブロードバンドサービスを享受することができ、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会の実現に貢献するために、公平かつ能率的な電波利用を促進し、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の実現を目指す。</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第2章 成長力・競争力を強化する取組</p> <p>1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化</p> <p>(2) 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）</p> <p>③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現</p> <p>「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。</p> <p>第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現</p> <p>4. 生活におけるリスクへの対処 (安全性・信頼の再構築)</p> <p>ITSによる安全運転支援等の取組を進める。</p>	
<p>政策17</p> <p>ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p> <p>第3章 財政健全化への取組</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (将来の発展基盤の整備) 科学技術の振興なくして我が国の発展は</p>

<p>(政策の達成目標)</p> <p>ユビキタスネットワークの実現に向け、情報通信技術に関する研究開発および標準化を推進する。</p>	<p>1. 岁出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて</p> <p>②歳出改革</p> <p>ii 各分野における歳出改革の具体的な内容</p> <p>科学技術予算</p>	<p>ありません。「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。</p>
<p>政策18</p> <p>グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献</p> <p>(政策の達成目標)</p> <p>我が国的情報通信行政の国際理解の推進、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取り組み、国際的な情報格差(デジタル・ディバイド)の解消(特にアジア地域)、ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (成長力強化) ICT産業の国際競争力を強化</p>	

<p>政策19</p> <p>郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展</p> <p>(政策の達成目標)</p> <p>日本郵政公社の監督及び郵政事業に係る制度の企画立案等により、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保することによって、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を目指す。</p>		
<p>政策20</p> <p>国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上</p> <p>(政策の達成目標)</p> <p>国際郵便サービスの円滑な実施を図るため、積極的に国際郵便関係機関等の会議へ参画（3回以上出席）するとともに、U P U活動への人的貢献（1人）、U P U活動への財政的貢献（最高分担等級50単位等級による連合の経費分担）等により、我が国の国際郵便の政策を確実に反映させ、利用者の利便の向上を図る。</p>		

<p>政策21</p> <p>信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上</p> <p>(政策の達成目標)</p> <p>「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)に基づく適正な業務運営の下、書状等の信書を送達する事業については、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることにより、利用者利便の向上が図られることを達成目標としている。</p>		
---	--	--

<p>政策22</p> <p>火災・災害等による被害の軽減 (政策の達成目標)</p> <p>火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等の発生件数、死者数を減らすことにより被害を軽減することを目標とする。</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (「健全で安心できる社会」の実現)</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p> <p>第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現</p> <p>4. 生活におけるリスクへの対処 (災害対策) (国際的な取組、テロ対策等)</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (国民の安全の確保)</p> <p>新宿歌舞伎町を始めとする繁華街や一般の住宅地においては、地域住民による防犯活動が活発化しており、2年前には3,000だった防犯ボランティア団体が1万4,000に増え、80万人が自主的にパトロールを行っています。小さな子供たちを犯罪から守るため、警察や学校だけでなく、PTAや地域住民とも連携して、登下校時の警戒強化、不審者情報の共有などを進めます。</p> <p>先月に入ってから、寒波や大雪により、各地で被害が発生しています。民家の雪下ろしや雪崩の警戒強化、交通や電力の確保、食料品や石油製品の安定供給などの生活支援に万全を期してまいります。</p> <p>(将来の発展基盤の整備)</p> <p>科学技術の振興なくして我が国の発展はありません。「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります</p>
--	--	---

す。

(むすび)

我が国は、明治維新以降、幾たびか国家存亡の危機に立たされました。戦後の平和な時期においても、二度の石油危機、円高ショック、あるいは阪神・淡路大震災を始めとする大災害など、経済と国民生活の根幹を揺るがす危機に見舞われました。しかしながら、先人たちはいずれの難局をも克服し、日本は今日まで発展を遂げてまいりました。

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日）

『第1部 5. 「持続的な安全・安心」の確立
(4) 治安・安全の確保、
第2部 2 (5) 科学技術創造立国』

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）

『第3章 2. 国民の安全・安心の確保 別表1 (1)、第4章 1. (4) (公共投資の重点化・効率化)』

<p>政策23</p> <p>国民保護体制の整備 (政策の達成目標)</p> <p>政府が策定した基本指針に基づいて地方公共団体が作成することとされている国民保護計画について、モデル計画の作成等を通じて支援するとともに、地方公共団体における危機管理体制の充実を図り、対応力を強化することにより、有事に適切に対応できる国民保護体制の整備を図ることを目標とする。</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (「健全で安心できる社会」の実現)</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p> <p>第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現</p> <p>4. 生活におけるリスクへの対処 (災害対策) (国際的な取組、テロ対策等)</p>	<p>○平成18年1月施政方針演説 (外交・安全保障)</p> <p>テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ確実に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日)</p> <p>第1部 5. 「持続的な安全・安心」の確立 (4) 治安・安全の確保</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)</p> <p>第3章 2. 国民の安全・安心の確保 別表1 (1)</p>
<p>政策24</p> <p>救命率の向上 (政策の達成目標)</p> <p>救急需要対策、高度な救急救命処置の実施、現場における住民による応急手当の充実等の施策を展開し、救急業務の充実・高度化</p>	<p>○平成19年1月施政方針演説 (「健全で安心できる社会」の実現)</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>	

<p>を図ることにより、救命率を向上させることを目標とする。</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現 4. 生活におけるリスクへの対処 (災害対策) (国際的な取組、テロ対策等)</p>	
<p>政策25 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供 (政策の達成目標) 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 第3章 財政健全化への取組 2. 「簡素で効率的な政府」への取組 (統計制度改革) 統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。</p>	<p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定） (統計整備の推進) ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のための、統計法制度の抜本的見直し ・産業構造の変化等に対応した統計を整備。 ・サービス統計等の整備のため、組織体制の整備を検討。</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定） (行政改革) ・時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めた既存の統計の抜本的見直し。</p>

政策26

受給者の生活を支える恩給行政の推進

(政策の達成目標)

恩給年額の適正な改定、受給者等に対するサービスの向上(受給者等の恩給に対する理解の向上、受給者等の負担軽減)を図る。